

# 教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 平成 28 年 2 月 29 日(月) 開会 9 時 30 分  
閉会 13 時 58 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①平成 28 年度における「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情  
(平成 28 年陳情第 1 号)
  - ②平成 28 年度における「慢性腎臓病(CKD)及び生活習慣病対策」についての  
陳情 (平成 28 年陳情第 2 号)
  - ③平成 28 年度における「療養介護施設における透析治療の在り方」につい  
ての陳情 (平成 28 年陳情第 3 号)
  - ④精神障害者の交通運賃割引制度適用を求める意見書採択についての陳情  
(平成 28 年陳情第 4 号)
  - ⑤二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定に関する陳情  
(平成 28 年陳情第 6 号)
  - ⑥二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 18 号)
  - ⑦二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 19 号)
  - ⑧二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 20 号)
  - ⑨二宮町介護保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 21 号)
  - ⑩二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び  
に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 22 号)
  - ⑪二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
(町長提出議案第 23 号)
  - ⑫二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 24 号)
  - ⑬閉会中の継続調査について

※当日は陳情趣旨説明の都合により、陳情①②③→議案⑥⑦→陳情④→議案⑧⑨⑩⑪⑫→⑬の  
順序で審査しています。この記録では分かりやすくするため、①～⑬の順で記載しています。

#### 4. 出席者

小笠原委員長、野地副委員長、根岸委員、前田委員、二宮委員、露木委員、渡辺委員、添田議長

執行者側 ①～③健康福祉部長、福祉課長、保険医療課長、健康長寿課長、障がい者支援班長、医療予防班長、介護保険班長

④健康福祉部長、福祉課長、障がい者支援班長

⑤町民生活部長、生活環境課長、生活環境班長

⑥町長、副町長、健康福祉部長、福祉課長、社会福祉班長

⑦町長、副町長、健康福祉部長、保険医療課長、保険年金班長

⑧～⑩町長、副町長、健康福祉部長、健康長寿課長、介護保険班長、健康長寿班長

⑪～⑫町長、副町長、子育て担当部長、子ども育成課長、子育て支援班長

傍聴議員 6 名

一般傍聴者 1 名

---

#### 5. 経過

##### ①平成 28 年度における「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情

(平成 28 年陳情第 1 号)

委員長

それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。平成 28 年度における「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情（平成 28 年陳情第 1 号）を議題とする。

お知らせする。本陳情は趣旨説明として、中郡腎友会より城所氏が出席される予定であったが、昨日緊急に入院されたとのことで本委員会に出席できないという連絡があった。従って趣旨説明はない。

##### <趣旨説明>

なし

##### <陳情者に対する質疑>

なし

##### <執行者側への参考質疑>

二宮

年齢制限導入後に、治療費の件で何件相談があったのか。

障がい者支援班長

今のところそういった相談はない。

二宮

年齢制限導入後のかたたちの人数、年収などは分かるか。

障がい者支援班長

腎臓機能障害の手帳をお持ちのかたであるが、26 年度末の数字で 72 名。全て 1 級、2 級の重度の方である。そのうち 59 名については、障がい者の医療費助成制度の対象になっているかたであり、そのかたはある程度医療費の負担は軽減されている。残りの 13 名の方であるが、年金収入のかた、家族と同居されているかたもいるため、すべての方が困っているというわけではない。

渡辺

平成 26 年の療養費が年間 480 万円程度という話が出ていたが、それ自身

はそれからあまり変わっていないかどうか。

もう1点、現在65歳から75歳をカバーする制度がないという理解で良いか。

障がい者支援班長 年間の医療費、保険込みで480万円、一般的な国保の方は3割負担であり、月13万円、年間156万円がかかるということは変わっていない。

2点目、陳情についてはあくまで、保険の制度の特定疾病医療証を使用している方であり、手帳を持っている方は、国の自立支援医療制度で更生医療という制度がある。この制度を利用している方は、所得に応じてであるが、月の負担が5千円、1万円、2万円とあるが、これを使用することで自己負担を抑制できる。

露木 事務局に聞きたい。陳情名と陳情趣旨がしっくりこない。町民に分かりづらいのではないかと思うが、このあたりは何か話はしたのか。

庶務班長 事務局としては、体裁が整っていれば内容までは踏み込まない姿勢でいる。中身までは干渉はしない方針である。

休憩 9時36分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 9時36分

#### <意見交換>

なし

#### <討論>

二宮

陳情に対し、不採択の立場で討論をする。65歳以上の高齢者については、後期高齢者医療や、自立支援医療制度のなかでも、障がい者に対する医療について負担軽減策が取られている。また、介護保険でもサービスが提供されている。病気の人は支えなくてはいけないという陳情者の陳情内容には一定の理解するも、収入による大分の負担は、厳しい財政のなか、次の世代へ制度を継続するために、内容検討が必要と考え、不採択とする。

渡辺

賛成の立場で討論する。所得制限はあるというものの、上位所得者では2万円、ただそれだけでは終わらず、それ以外にもかなりかかるということになると、負担は重いと考える。制度的に、65歳以降に新たに透析を開始し、障がい者となった場合には、助成が受けられないということは制度上おかしな部分だと思う。そういう意味では、切れ目なく、同じ内容での支援をすることが必要だと思うので、陳情については妥当である。

#### <採決>

委員長

陳情第1号を採決する。陳情第1号を不採択することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…4対2

賛成 野地・根岸・前田・二宮 各委員

反対 露木・渡辺 各委員

挙手多数である。よって陳情第1号は不採択と決定する。以上で陳情第1号の審査を終了とする。以上で陳情第1号の審査を終了とする。

## ②平成28年度における「慢性腎臓病(CKD)及び生活習慣病対策」についての陳情

(平成28年陳情第2号)

### <趣旨説明>

なし

### <執行者側への参考質疑>

渡辺 町の糖尿病性腎症の患者数は。また、潜在的要因として糖尿病があるということであるが、この状況はどうなっているか。

前回の審議では、学校をはじめとした啓蒙活動について意見交換をされていたとのことであるが、その目立った進捗はあるか。

3つの陳情に共通するが、提出日が11月19日となっているが、12月議会の締切後にきたのか。

医療予防班長

患者数であるが、把握していない。

また、進捗状況についてであるが、学校側については教育委員会になるので、お答えができないが、町では昨年3月、CKDについての健康教育を行っている。国民健康保険で行っている、特定健診を受診された方で数値が高かったかたに個別に、CKDに関して教室がある旨の通知を出した。こういった教室は参加者が少ないが、今回個別通知に数値を入れ、送付した方は105名ほどいるが、うち59名に参加していただいた。保健師や管理栄養士の方で講座を開催した。一般の方にも参加していただいている。

庶務班長

陳情は締め切り後にきたということである。よって今定例会になった。

渡辺

糖尿病性腎症に移行するケースと、糖尿病でも移行しないケースがある。特に糖尿病にかかっているかたで、腎症に移行する原因というものが特にあるのか。それとも、一般的に糖尿病の発生予防をすることが大事なのか。

保険医療課長

糖尿病性腎症であるが、町としては糖尿病の予防に力を入れる。その後重症化の予防ということで、その対策を始めている。まず、糖尿病を防止することが重要である。糖尿病も血糖値が上昇しつつある人など、いろいろな状況のかたがいるが、その対象に合わせ指導をしている。

野地

非常に大きな対策となる。今、特定健診等の個別対応は伺った。28年度で新たな試みを検討していればお聞かせ願いたい。

医療予防班長

28年度については、特定健診等で数値が高いかたには面接などを行っているが、その後今年度までは生活習慣病予防のプログラム、3コースに分かれ、運動教室を行っていた。期間も7日間と長めの設定であった。来年度は運動の教室に気軽に参加していただけるよう、メニューを検討し、短い期間を設定し、回数を増やし、多くのかたに教室に参加していただき、生活習慣病予防の対策としてやっていきたい。

野地 広域という点で、前回の陳情では二宮町全体を指すとの話であったが、今回の陳情に対し、他市町村と一緒に対策をすることも含まれると思うが、そういうことは可能なのか。

保険医療課長 他市町村と協力することは、町民にとって選択肢が増えるかと思うが、一番身近なところでやるのが町民にとって参加率も上がる。市町村ごとの特色で行うものかと思う。国保連合会は全県下で取り組みの支援をしているので、そことも連携を図っている。

休憩 9時49分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 9時49分

#### <意見交換>

なし

#### <討論>

野地 不採択の立場で討論する。今回のように健康に対する広域的啓発活動となると、単発というよりも継続的に行わないと、その効果が期待できないと考えている。それには計画性を持った予算措置が必要であり、衛生費、民生費が増え続ける、逼迫した財政で、今すぐ対応できるものとは思わない。慢性腎臓病、透析の理解、生活習慣病予防に対する知識の取得は、低年齢化が問題視されている今、教育を含め対策が必要と考えている。現在議会でも子どもから高齢者までの心身の健康を願い、健康条例を目指し調査、研究中である。私としては今回いただいた陳情内容を今後どのように反映できるか、そのなかで改めて議論を深めたい。

渡辺 採択の立場で討論する。より一層の啓発活動が必要なことは明白。時間や人や宣伝物のページを、腎臓病発生抑制のための啓発活動に充てることは予算の配分に他ならない。昨年12月議会には間に合わなかったということであるが、当初予算に組み入れるのは難しいと思うが、取り組みを支えるという意味では、これも予算に入るわけであるので、そういう意味で大いに支えるべき。

#### <採決>

委員長 陳情第2号を採決する。陳情第2号を不採択とすることに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成 野地・根岸・前田・二宮・露木 各委員

反対 渡辺委員

委員長 挙手多数である。よって陳情第2号は不採択と決定する。以上で陳情第2号の審査を終了とする。

---

### ③平成28年度における「療養介護施設における透析治療の在り方」についての陳情

(平成28年陳情第3号)

#### <趣旨説明>

なし

### ＜執行者側への参考質疑＞

根岸 透析ができる介護施設として、サニーライフがあると思うが、その実態は。

介護保険班長 サニーライフについては医療と連携をしている。その場所で透析が行えるということではない。また、県内では逗子に2か所併設している施設がある。

渡辺 透析施設と介護施設が同じ所に入っていると思ったが、今回連携事業ということで幅が広いのかなと感じた。二宮の望星クリニックが連携の形にあたるのか。また、葉山でも26年9月に紹介をされていたが、その運用状態が分かれば教えてほしい。

介護保険班長 1点目であるが、実地指導等で現場書類の確認をする限りでは、望星クリニックとは直接の協力体制というものはない。また、葉山の件については逗子に介護老人保健施設(以下、老健)と併設している施設が、透析施設だけで37床、老健で100床運営している状況。もう1つは同じ経営母体で、医療法人の経営で、介護付き有料老人ホームとし、部屋数は150部屋、透析施設としては38床を併設して運営している。

渡辺 建物を1つにしないでも連携事業となると、行政としても連携を進めようとする、何ができるか。

健康長寿課長 医療の関係があるので、中郡医師会との連携を図ることがまず始めである。

休憩 9時58分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 9時58分

### ＜意見交換＞

なし

### ＜討論＞

根岸 不採択の立場で討論する。透析と介護が併設された施設があれば、一番理想的な透析治療形態である。今の現状苦しい生活の中で、それを望むのも分からないでもないが、二宮町がそのような形を進めるとなると、行政からの助成部分でも膨らむところはある。望星クリニックのようにある程度、ケアをしていただける施設もある。当事者の声を聞きながら、医療との連携といった点では、業者にも行政として声をあげてほしいということも希望する。

渡辺 採択の立場で討論する。やはりこれだけの透析と介護を結びつけるという必要性が言われているなか、1つの施設でやれということではなく、連携事業ということも含め、考えていくというのは町の計画のなかでも老健を増やすということもあるので、今後視野に入れていって当然ではないかと思う。当初予算ではなく、もし費用が発生するというのであれば、28年度内に取り組みを始めることは可能であると思う。

### ＜採決＞

委員長

それでは陳情第3号を採決する。陳情第3号を不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：野地・根岸・前田・二宮・露木 各委員

反対：渡辺委員

委員長

挙手多数である。よって陳情第3号は不採択と決定する。以上で陳情第3号の審査を終了とする。

#### ④精神障害者の交通運賃割引制度適用を求める意見書採択についての陳情

(平成28年陳情第4号)

委員長

精神障害者の交通運賃割引制度適用を求める意見書採択についての陳情(平成28年陳情第4号)を議題する。

お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規程により、陳情者の意見を聴くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は谷田川氏と鶴殿氏にご出席をいただいている。それでは10分程度にまとめて趣旨説明をお願いする。

#### <趣旨説明>

##### (趣旨説明：湘南あゆみ会 谷田川氏)

谷田川氏

簡単に趣旨説明をさせていただく。ご存知のように、身体障害者、知的障害者には、手帳を交付されると同時に交通運賃割引制度がある。これは全国どこでも適用されるので、この2障害の方々には飛行機も適用されるので、世界どこへでも半額割引で旅行など楽しむことができる。ところが精神障害の人にはまだこれが適用されていない。

実は、約10年前に国は精神障害の人も福祉の中に適用するというので、3障害一元化という方針を打ち出したので、私どもはその時点で障害を持つ方々は、そのすべての制度に適用されるのだと本当に喜んだが、未だにこれが適用されていない。医療制度などではかなり適用されるようになり、本当に助かっている。ところがまだ未だに国ではJRなど全国的な適用がされていない。伺った話だが、知的障害の人たちも全国で署名活動をし、やっこの制度を勝ち取ったということを知り、精神障害の人たちは今までこのような全国運動を起こしてこなかった。国がしてくれるのを待っていたような状態だった。このままではいけないということで、全国で運動を起こそうということで、この度初めて署名運動を行った。100万人を目標にしてこの4月で締め切り、6月の国会に提出をする予定である。それと同時に、やはり精神障害の人たちがどのような状況にあるのかということを知っていただき、地方議会からもこのままの制度を残しておくことはまずいという意見を上げていただきたいので、この度陳情を行った。

精神障害の人たちがどのような生活状況にあるかということ、一度精神障害にかかると完全に治るということはない。認知機能障害というものが起きてきて、薬を食べている間、死ぬまで飲まなくてはならないという人がほとんど。なかにはうまく克服する人もいますが、なかなかそこまでいかなくて一生

涯薬を飲み続ける。この薬にどのような作用があるかという、やはり脳に働く薬なので神経が鈍感になり、よく働かなくなり、体が疲れやすい。脳が疲れやすいので忍耐力、根気力、瞬間的な総合判断力、そのようなものが衰えてくるので、本当に一般就労などというものは夢のまた夢という状況。なかにはアルバイトとか1日3~4時間の就労ならできるということで、働いている方かたもおられるが、ほとんどの方は年金に頼っている。2級の方は6万、1級の方は8万某の年金を受けることができるが、これが3級になった場合には年金が出ない。では3級の方はどうなのかというとほとんど無収入で、親の収入に頼って細々と生きている。生活なんてものではない。生きているというのが現状。というわけで親から1万とか2万円のお小遣いをもたらってかろうじて生きている。そんな状態だから外にホイホイ交通費を使って出ていくことなどできない。今、町や市の作業所のような所に通うことができる人は、その所属する町などから全額の交通費が後から戻ってくるが、そういうところに出られない人がほとんどである。引きこもりの状態をご存知だと思うが、私ども家族会でアンケートを取ると、出席している家族の6割から7割は、うちの子はひきこもっているという方々。そのひきこもりというのは一応医療機関にはかかっている。ところが他の時間帯はほとんど家にいてどこにも出ない。そういう状態が続いているので、親も精神的に非常に参ってしまっている。というわけで私ども家族会はせめて家族会に入っておけば、こういう場に行き日頃の悩んでいることとか実情とかみんな分かりあうので、その場でお話して本当に心が軽くなって帰ってくることもできる。平塚市の場合だが、6,000人くらいこの障害を持つ方はいる。うち家族会に入っているのは100人前後。二宮のからは20人くらい。そんな状態なので、まだまだこういう家族会があるということが知られていない。一人でも多くの方に知っていただいて日頃の悩み事を話して下さいという、お互いに支え合い、分かり合える場だが、こういう場を皆さんにお知らせしていきたいと思う。

家族もどんどん高齢化して平均年齢も60過ぎである。親も細々とした年金の中から一生涯子どもを見ていかななくてはならないので、ぜひともご理解いただきたい。

委員長 説明の中で確認したいのだが、6,000人というのはどのエリアを言っているのか。

谷田川氏 平塚市の場合だけである。統計上で出した場合、そのくらいの数字になると言われている。

### <陳情者に対する質疑>

渡辺 JRはこういう制度を持っていないということだが、二宮町だと神奈中バス、ちょっと行けば小田急など、こちらの公共交通の割引制度の状況というのは、一体どうなっているのか。

谷田川氏 バス運賃割引制度については、神奈川県はほとんど神奈中が占めているので、平塚に神奈中の本部があり、私どもはずっと前に家族会で直談判に行った。それでもだめだった。それ以降は毎年、市長宛に要望書を提出しており、

是非とも神奈中に語りかけてほしいという要望を毎年出している。平塚市の回答では、会合などで会う度に必ず話していると言ってくれているが、これは強制ではないので、神奈中では未だにしてくれていない。

神奈川県では横浜と川崎は市営鉄道を持っているので、そこは精神障害者も適用されている。この近隣で言うとバスはかなり適用されるようになった。山梨県、静岡県、東京都ではバス運賃に関しては全県で精神障害者にも半額適用してくれている。

渡辺 平塚の本部で神奈中とも交渉されたということだが、この制度が適用できないという理由はやはり財政的な理由なのか。他にどのような理由で神奈中は反対しているのか。

谷田川氏 私が聞き及んでいるのは、神奈中の回答はそれに対して市から何らかの補助があるならば考えるという回答だったと聞いている。

渡辺 山梨や東京は行政から補助が出ると理解してよろしいか。

谷田川氏 それは分からない。

野地 精神障害者保健福祉手帳が発行されると公的サービス、今回は運賃ということだが、その他さまざまな公的サービスが受けられると聞いている。今回1級から3級全てのかたに対しての一律交通費の割引制度というものを求めているのか。

また、精神障害といってもいろいろなかたがいる。例えば薬物、アルコール依存等に関する精神の障害のかたもいるが、すべて含めて割引を求めているのか。

谷田川氏 精神障害は病気でいうと、依存症、発達障害も入る。やはり市に届出をして、手帳をもらわない限りこの半額制度は適用されない。精神障害、統合失調症やうつ病とか言われるかたの中にも、手帳を交付されていない人も多くいる。それはやはり本人自身にも偏見があり、自分がこの手帳をもらってしまふと障害者だと自分でも認めなくてはならないので、受けないという人もいる。社会的に恩典が少ないために、もらっても何らメリットがないということで受けないという人もいる。

野地 状況は分かった。1級から3級があるなかで一律の割引、割引率というものも要望しているのか。

谷田川氏 それはもちろん。3級だから収入があるか。収入によってその人のランクをつけるわけにはいかない。やはり手帳を持てば全部の人に一律にその制度を適用するというので、他も知的、身体の方も全部そうである。

根岸 ご存知かどうか分からないが、私も身体、知的の運動の歴史は違うのだろうと思うが、先ほどは神奈中がお断りになられたのは補助等があればとおっしゃっていたが、身体、知的の部分では補助があるからできていると捉えれ

ばよろしいのか。

谷田川氏　私もそこは知らないが、身体、知的の場合は全国で適用されているから、一部の会社や、一部の市や町が補助ということは考えられない。平塚市には聞いていないが、全国に適用されているので、企業がどのように補助を出しているかは分からない。

根岸　国のやり取りでも、民間だから難しいということを書いて、国からして着手が遅れているのかと思うが、国の考え方としての明確な部分というのは何かご存知か。身体、知的との扱われ方の違いというか。

谷田川氏　それは分からない。3 障害同一ということと差別解消法などが適用されるので、国ではこのままを残していくことは絶対できないのではないかと思っている。

### < 執行者側への参考質疑 >

野地　今回の陳情を採択したとして、町としての財政負担というものはどのくらい想定できるのか、イメージあるか。

障がい者支援班長　JR が身体、知的には補助しているが、特段これについて町の財政から支出しているものはない。ただ、もし採択された場合だが、今、町ではタクシー券だとか、障害者が作業所に通っているかたの交通費を半額補助しているので、そういった負担が減るのではないかと思う。

野地　国からの支出が増えるから、町独自としては減るかもしれないということ で理解した。

根岸　町は町でできる公的などところではやっていて、対民間の部分というところでの交渉や話し合いはされたことはあるのか。

障がい者支援班長　特段、事業所や団体とはない。

休憩　11 時 07 分

(傍聴議員の質疑：一石議員)

再開　11 時 09 分

### < 意見交換 >

なし

### < 討論 >

野地　不採択の立場で討論する。まずは身体及び知的障害者は福祉対策ということがあり、精神障害については医療対策であると考え。精神障害は病気ということで考えると、基本は治療して治すということが大前提になり、また治さなければならないとも考えている。そこが障害者福祉制度から除外される理由であると解釈している。とはいうものの、精神障害者にも様々な原因や症状があり等級も分かれている。生活環境もまちまちだと思われる。今回は交通運賃割引制度に限定をされているが、現在でも公共料金、税金の控除、減免、医療費の助成または各種障害福祉サービスは受けられている。また、

薬物やアルコール依存症のかたについての交通費も割引となっているが、私は非常に偏見かもしれないが、薬物やアルコール依存症のかたたちに対する交通費の割引を私たちの血税から利用するというのは、いささか抵抗感も持っている。従って本陳情は不採択が妥当と判断する。

渡辺

私は採択の立場で討論する。障害者差別解消法との関係でもやはりいろいろな社会参加の障壁は除去していくということは必要だと思う。先ほど陳情者から説明があったが、必ずしも経済的にも恵まれていない。そういう状況を考えると、やはり移動の手段を確保するというのは、誰もが権利として重要だと思う。障害者基本法にも障害者差別解消法もあったかと思うが、社会的障壁の除去というものがはっきりと謳われている。それに照らすと交通費運賃割引の適用というものは、障壁の除去という面では合理的であると思う。それは国や自治体の責務として進めるということは必要ではないかと思うので、採択に賛成する。

### <採決>

委員長

それでは陳情第4号を採決する。陳情第4号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(可否同数)…3対3

賛成：根岸、露木、渡辺 各委員

反対：野地、前田、二宮 各委員

委員長

同数である。同数の場合は委員長採決にする。二宮町委員会条例第15条の規定により、委員長の私は採択の立場である。よって陳情第4号は採択と決定した。次にこの陳情に関する意見書案の作成についてはいかがするか。

(正副委員長一任の声あり)

正副委員長に一任の声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うが、ご異議あるか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よって、そのように決した。以上で陳情第4号の審査を終了とする。

---

### ⑤二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定に関する(平成28年陳情第6号)

委員長

二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定に関する(平成28年陳情第6号)を議題とする。お諮りする。本陳情について、議会基本条例第15条の規程により、陳情者の意見を聴くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本陳情について一色・緑が丘霊園建設に反対する会 赤石氏、西澤氏、末次氏がご出席されている。それでは10分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

### <趣旨説明>

赤石氏

**(趣旨説明：一色・緑が丘霊園建設に反対する会 赤石氏、西澤氏、末次氏)**

一色、緑が丘の住宅近隣地に墓地が建設される計画が昨年10月27日に掲示された。名称は(仮称)二宮霊園光ノ丘である。計画は、現在伊勢原で「も

えぎのさと」を経営している立国教会という所が計画を平塚保健福祉事務所（以下、平保）に提出した。1つは近隣で、どれほど住宅地に近いかということで、添付資料1ページ目であるが、計画地に対し周縁110mの範囲内で、どれだけ対象者がいるかということを示したものである。土地を含め、約150軒の対象者がいるということ。一色で23軒、緑が丘で127軒の住宅がこの範囲に入っている。

実際の墓地計画図であるが、先週最終案が出てきた。面積は2876.35㎡で、うち墓地が703基造られる計画である。お墓の背隣に5軒住宅地が建っており、その手前が緑が丘を循環する道路である。元々この土地は、経緯として平成16年2月である。関口氏が土地を相続されている。平成24年4月に大磯の坂田商事へ販売をし、25年に農地転用した後、販売との広告が出ていた。25年12月に立国教会が所有権移転を受けている。その計画地の一部に住宅地が1軒含まれており、その宅地を個人名で立国教会の代表である草山氏が所有権移転を受け、26年8月に駐車場として工事の申請が町役場でも出された。その工事後、今回の霊園建設の計画が掲示された。

立国教会は調べたところ、日蓮宗系の単位、単立と称しているが、日蓮宗の社務所に確認したところ、我々の宗派とは関係はないとの答えであった。5年前より、伊勢原市のもえぎの里も経営を開始した。実際には、信徒、檀家、本堂なしという形。設立は昭和27年4月11日に立国教会として登記がされている。現状この掲示があった後、11月24日に反対する会で平保に上申書を提出している。また、県議会議長宛に陳情を提出しており、12月4日に提出をしている。これは現在継続審査となっており、結果が出ていない。

また、当初駐車場としての利用計画で町に出された計画書を一部、最後につけている。この造成をしたら後、8月、9月に近隣に大きな騒音を出しながら駐車場としての整備を進め、10月27日に霊園計画の掲示が出された。地元住民に何の説明もなく、駐車場と言いながら霊園建設という、我々にとっては裏切り行為とも言える。現在、立国教会との話し合いを持とうとなり、一度は会を持ったが、我々としては継続的に墓地に対する考え方を求めていくことにしている。

## ＜陳情者に対する質疑＞

渡辺

移動町長室でもこの件に関し、いろいろと意見が出ていた。今回反対する会ということで、110m以内のかたということ。広く緑が丘のかたの意見を代表されていると理解していいのか。

末次氏

110mとは神奈川県条例によるものである。それに基づき110mという表現をした。裁判で110m外の人が訴訟を起こしても、原告適格性がないとして拒否されたため強調している。あくまでも一色地区、緑が丘2丁目、3丁目自治会で、必ず自治会長にも入ってもらい、赤石氏は自治会の役員をしており、連携は取っている。今回の趣旨は墓地埋葬法という法律があり、東京都と田舎では同じ墓地の管理はできないということで、墓地埋葬法は地方の事情に合わせてやってほしいとし、条例が定められている。神奈川県の場合も県の条例で定められているが、二宮町の場合は条例がないため、神奈川県全体でやる。もえぎの里も山中にあるが、これと建設予定である二宮霊園についても同じであろうという観点で平保がやっている。間違いではないが、

あくまでも県全体が一緒であろうということでやっている。二宮町は二宮町の事情があるので、それに合わせた条例を作ってほしいということ。

露木 陳情事項(2)について、「墓地等の境界線と人家(住宅)の距離が最低でも100m以上であること」とあるが、この根拠は。

赤石氏 根拠はない。県条例のなかで110mというものがあり、そこの住民の意見は聞くが、建設から人家までの距離規定がないため、そこを100m位は離してほしいという気持ちで書いた。

露木 二宮町で、100mと規定してしまうと造れる範囲が限定的になる。その時にお墓はあるべきという考え方もあるなかで、100mにこだわると条例として入れるのは難しいと思う。何としても100mでないといけないのか、譲歩はあるのか。

末次氏 110m以内に造ってはならないと、ただし110m以内の住民が同意すればいいというのが条例の趣旨である。先ほど言われた、公共の福祉ということは、最高裁の判断でもやはり重要で、お墓は必要なものであるという判例があるが、そのあとの大阪高裁の話では判例が覆り、そうは言っても住民の福祉も重要であると、公共の福祉だけではないということがある。それに基づき、住民の権利が必要であるということ。県条例の110m以内というのは、県にも確認をしたが、強い根拠があるものではない。慣習的に決まっており、大阪では500m、東京では100mとなっており、東京に準じた数字だと思う。100mでないといけないという話ではない。

露木 今の話は、墓地が計画され、墓地から民家までの距離の話で良いか。今回の反対する会は110m以内ということであるが、確認である。

末次氏 110m以内に造ってはいけないということではなく、基本的に造ってはいけないが、同意があれば良いということ。それぞれ事情があると思う。二宮の100mと伊勢原の100mは違う。とりあえずは条例に合わせて110m以内としている。条例に準じれば良いと思う。

野地 墓地条例を制定するにあたっては、県からの権限を委譲する、すべて町でやりなさいということで認識をしている。そうすると町としての予算、仕事というものは増えると想定しているが、その場合、二宮町の条例制定において、皆さまが負担が増えるものに対し、どのように考えるか。

末次氏 町としての負担は管理することである。そこまで広げるかということであるが、すでに墓地はあり、当然100m以内のものも多くある。その管理については今後町にも検討していただかないといけない。町としては新規のものについては管理してほしい。今回のように本堂もない、信者もないというお寺や教会、宗教法人であるので、オウム真理教のようなものも出てくる可能性がある。その時に町としてどのように対応するか、具体的に検討していきたいし、我々も協力したいと思っている。

根岸 緑が丘の墓地建設計画には間に合わないということも承知して、条例をつくることをあげているということで良いか。

赤石氏 陳情内にもその点は触れている。承知はしている。

末次氏 まだ申請は出していない。申請は住民に説明会を開催し、意見を反映したうえで 30 日以内に申請が可能になる。まだ意見も出していないし、説明会も県にまだ開催していないのできちんと開催をしようと、事前協議を進めようとしている段階。手続きはまだ終わっていない。ただ、県で説明会は十分と判断された段階で、30 日以内に申請が出て、それから審査が始まる。それに条例が間に合うかは疑問であるので、急いでやっていただければありがたいということである。

### ＜執行者側への参考質疑＞

渡辺 前回、議会での質疑で県から移譲された時は、町でそれを抱えないといけないということがあったが、実際に墓地の管理をするにあたり、業務もどの程度移譲されるのか。それから、どの程度、人・時間が必要になるのか。

生活環境課長 権限委譲を受けることになると、既存墓地も含めた業務を町で行うことになる。業務量であるが、国の墓地経営管理の指針がある。そこに指導監督事務を行う際のガイドラインとして位置づけられているものである。その中で適切な運用を行ううえでの点が多々記載されている。例えば宗教法人が名義貸しをされていないとか、墓地の構造設備について一定以上の水準を満たしているとか、経営を行うに足りる十分な財産を有しているかなど、多々審査項目が設けられている。その中で、権限移譲にあたり、県の資料も見ており、新規許可については 25 時間で事務処理が終わると記載されているが、内訳をみると、事前相談、主たる経営者が協議を行う事前相談の時間が、3.3 時間、住民との調整は 2 時間との記載がある。こちらの時間について、町の担当では短いと思っている。こちらは県へも確認していきたい。実際に権限移譲を受け、移譲事務を適正に執行するためには様々な課題があると思っている。来年度は少しでも整理し、課題等を挙げ、検討委員会も立ち上げ事務処理の時間等も確認していきたい。

渡辺 業務移譲を受けるということは、新規許可については 25 時間、約 1 週間程度の業務量と思う。そんなに新規許可が出ることはあるのか。

生活環境課長 町内でも数多く申請が挙がっている状況ではない。ただ、申請が挙げた段階においては、様々な審査、議論、検討が必要になると思う。横浜市の例だと、職員だけでは審査をしきれないので、外部審査の組織も持っている。これは永続性が求められるが、専門家を入れ、財政的状況はしっかりとしているかなどを確認する審査を設けているので、町がどのように審査ができるかも検討が必要。

渡辺 既存墓地について、管理の指針等はあるのか。

- 生活環境課長      こちらも県の資料に記載があると思う。しかし、権限移譲を行う資料の1つとして挙げられたのが時間である。その中では計画的に報告聴取、立ち入り検査をする、許可した条件を守っているかの確認、墓石簿や帳簿の適正管理ができているかなど、許可をした後でも様々なことを確認すべきと記載されているので、時間を要するのではないかと思う。
- 露木                根岸議員の一般質問があった後、町の業務がどれだけ増えるかや、専門家の話もあったと思うが、その辺を確認したく、平塚へ話を聞きに行った。担当の方は4年前に担当になり、担当になってからは今回のケースは初めてということであった。業務としては、申請があった場合は地目変更をするとのことであった。日常的に業務量が増えるという印象はないが、その辺ももう少し調べたいという状況。平塚とのやり取りはあったのか。
- 町民生活部長      具体的に話はしていない。我々の事務上の内容のみである。ただ、我々が思うに、課長が示したような指針についてどの程度県がやっているのか確認が取れていない。恐らくほぼやっていないのではないかと思う。例えば移譲を受けた時、墓地台帳が無かったりなどがあり、受けた市が混乱したということは聞いている。県が国の指針に基づいてどの程度積み重ねてやっているのか、それによっても話は変わるのではないかと思う。
- 露木                専門家という話も出ていたと思うが、平塚で聞いた話については、専門家は特にいないということであったが、どの場所が必要になるのか。
- 町民生活部長      この条例の許可にはお墓だけではなく、火葬場や納骨堂なども対象になる。従ってそういうものが来た場合には専門家がいなくてできないということ。また、二宮にそれが全くないということも言い切れない。もし移譲を受けるのであればそれなりの体制をどうするかということも考えないといけないので、専門家も必要になるということである。
- 露木                火葬場のみ立ち入り権限があり、墓地や納骨堂には権限がないという話を聞いた。火葬場がない二宮では、立ち入りも現状ではない。環境衛生監視員が火葬場に立ち入るときには立ち合いをするということであるが、環境衛生監視員は法的に条件があるわけではないと伺っている。証を交付すれば、その方は環境衛生監視員である。今の話はその方なのか。
- 町民生活部長      許可するのは造る時に必要。そうすると、火葬場の構造や専門的な内容、知識が必要になる。もう一つは管理の部分で、現地に行ったときに、分かるような経験、専門でやってきた人でないと分からないので、必要である。
- 生活環境課長      環境衛生監視員について、県では立ち入りの際、証を提示して入る。法のなかでは、環境衛生監視員たるやそんな人物でないといけないという明記はないが、国の通知の中には環境衛生監視員にはこのような人材が望ましいということが明記されている。ただ法のなかには記載がないので、県は必要ないという判断をされていると思う。立ち入りについては、法のなかで火葬場の

立ち入りが認められている。先ほどのガイドラインであるが、任意ではあるが立ち入りをして検査することが望ましいと書いてある。その辺がどのあたりまで必要かを含め、検討していかなくてはならない。

委員長 先ほどからの露木委員の発言で、平塚とあったが、それは平保ということか。

露木 その通りである。

野地 国の法律、県の指針、まだまだ分かりにくい部分も多く、判断しかねる。28年度には検討委員会を作り、そこで議論を進めると。そのなかで業務委託する、予算、人員など今まで伺った以外に、何か町として課題があれば伺いたい。

また、陳情項目が3つあるが、これに対するの考え。

3つ目として、条例を制定すると決まった場合のスケジュールは。最短で動く場合である。

生活環境課長 1つ目については、来年度詳細に検討することにより新たな課題が出て、またそれを乗り越えることで見いだせるのではないかと考えているので、現段階ではそのように思っている。

陳情内容について、担当課としても県内で把握できている範囲で調査はしている。1項目について、県内19市あるが、うち18自治体において「事務所棟を有し」という記載がされているようである。ただし本堂や教会とまでは明記されていない。また、宗教活動を5年以内ということであるが、3年や5年と定め、事務所を継続して有する期間と位置づけ、全てが宗教活動の継続性についてまで定めていないところもある。その他10自治体については期間すら定めていない。

2項目について、12自治体について距離の定めはない。50mが5自治体、75mが1自治体、110mが1自治体である。これが県内の状況である。

3項目について、現在調べた範囲内では、協議について明記されているものはなかった。条例内容についてはパブリックコメントも実施し、町民の意見も取り入れることは必要である。法の趣旨、まちづくりの体制も踏まえ、まずは移譲を受けられるかの検討が必要。

スケジュールについて、来年度に向け検討委員会で話していくが、その後権限を受けるかどうかの判断がだされ、移譲に手を挙げることになると思う。それだけでも1年半はかかると思う。さらに条例制定もあるので、罰則規定なども含め検討していかないといけない。最短で何年とは言えないが、時間を要するのではないかと思う。条例の内容は広く意見を取り入れ、慎重に進めていかなくてはならない。また、条例については市レベルの条例、県レベルの条例で違う。神奈川県では住宅との距離は設けていないが、他県においては設けているところもある。その違いの背景も確認しながら進めたい。

野地 今回の段階で回答をいただくのは難しいと。まずは28年度に検討委員会を立ち上げ、そこで判断をする。それでも1年半という期間はかかる。30年度くらいからになってしまう。前倒しはできるのか。

町民生活部長

県からの移譲事務については手続き等が多くあると思う。二宮町の状況、住民からの要望を考えれば、町としても決まればなるべく早くできるよう進めていきたい。あとは県の判断次第である。

根岸

これは坂本町長の時にも確認をした。現在、県から市へ移譲がされており、市で条例を作ったことにより、墓地の締め出しの状況があることの認識はしているか。

また、国のガイドラインを重んじているようだが、町の状況を調査し、足元を固めるということはおもってもだと思ふ。ただ、移譲についてはなるべく事務量などを増やさないようにしたいなどという意向がどうしても働いてしまうのではないかという話もある。条例が必要という状況で、手続きの時間もかかるということも分かる。必要性があるので、前向きに進めるということが良いのか。これから図られる委員会のなかでも、できない条件を挙げられ、町の事務の煩雑さを防ぐため、委員会の結論を導くことはないということの確認を。

町民生活部長

距離を決めている自治体の方が少ない。そういった意味では締め出しといったことはない。また、条例を作るにあたり、町がどのようにやっていくかということであるが、我々としては住民のためになるものと考えれば、住民のため尽くしていくことが仕事である。一方の意見だけではうまくいかない。意見を聞いたなかで、何が町にとって一番良いのかを考えながらやっていきたいと思っているので、頭から逃げる姿勢ではなく、どのようなものをしていくか考えながら進めたい。

休憩 13時55分

(傍聴議員の質疑：一石議員)

再開 13時57分

**<意見交換>**

なし

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは陳情第6号を採決する。陳情第6号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって陳情第6号は採択と決定する。

閉会 13時58分

## ⑥二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 18 号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

渡辺

これは町独自の部分だと理解しているが、要件は「火事・爆発・その他町長が認める災害」ということで、これと国で定めている規定、そこの絡みというか、これが本当に支給される要件は、本当はどうなっているのかということ。

また、災害見舞金にせよ弔慰金にせよ、これまで支払われた事例というのは実績として本当にあったのかということを感じているが、その点。

社会福祉班長

要件は二宮町の条例の要件ということ。条例の方に書かれている第2条の1項「災害・暴風雨・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他異常な自然現象が起こった場合」は国の災害弔慰金が対象となる可能性があるというところである。その他火事とか単発で起こったものに関しては町の条例を適用させる。

それから、災害弔慰金のこれまでの支給状況としては、今年度、平成27年度5月に1件、富士見が丘三丁目で火災があったので、そちらのかたに支給している。それから平成25年、台風でさらわれたお子さんのことがあったので、そちらは国のほうの支給の対象になっている。その他ほかにも細かいものはあったが、見舞金等はある。

渡辺

町独自でやっているものは、国で定めている以外の町単発の事故、火事・爆発・その他町長がと書いてあるがそういう事例なのか。あと災害見舞金のほうだが、どれぐらいの支給事例なのか。

社会福祉班長

災害見舞金の方だが、平成27年度10万円を、5月に発生した火事によって支給している。平成25年度には床上浸水があり、雨で葛川が氾濫をしたところで、デニーズ付近の事業者には支給をしたという実績がある。

根岸

今回、災害見舞金のところと死亡のところだけを変更した理由というのはあるのか。援護支援金とか、障害者見舞金他のところでは手を触れずにここだけ変更した理由というものはあるのか。

社会福祉班長

今回見直しをしたのは、町の負担の部分だけを見直しをした。見直しに至った経緯というものは、今回平成27年度に2件の火災が発生したわけだが、この2件に対してはさきほど申し上げた通り、1件は弔慰金として75万円、それから1県は災害見舞金として10万円の支払いをした。現在、町の事業の見直しを図ったなかで、他の市町村の弔慰金や見舞金の額を調べたところ、平塚や小田原市はそれなりに同等の額を設定しているが、その他の市町村についてはかなり低い額であった。この条例は昭和50年に制定された条例だが、現在は火災保険等も充実してきたということもあり、現在の二宮町の財政状況を勘案した時に、町に見合った金額に改正したいと思った次第である。

根岸 見合った金額の妥当性については分かりにくいですが、ただ実態として例えば、保険が増えてきた背景もあるが、一律支払われるわけか。一律支払われるわけで、今おっしゃった二宮町の財政に合ったという説明があったが、そこら辺の金額の設定の仕方は他市町村に倣ったという以外はないというように思えばいいか。

社会福祉班長 結果的に他市町村と同等の金額になったが、もしお金のない家庭が火災になって、どなたかが亡くなったといった時に、最低限の葬儀をやったとすると、大体 20 万円程度はかかるだろうと想定できたので、その約半分を町で補助したいと考えて、世帯主のその他の人も同額と考えた。

露木 先ほどの見舞金の平成 25 年度の床上浸水だが、こちらは自然災害ということにはならないのか。国からということにはならないのか。

社会福祉班長 国が災害救助法で適用するというのが条件で、適用されないものは適用外ということになる。

露木 先ほど 25 年に 1 件。このぐらいのことは良くあるのかなという印象だが、状況をもう少し教えてほしい。

社会福祉班長 25 年度にあったのは 5 件だった。これは葛川の増水で床上が浸水したものばかりだが、その時に要綱等を作成して支払うようにしたといった経緯がある。

露木 その前にはなかったのか。その時が初めてだったのか。

福祉課長 弔慰金はなかなかないが、火事とかは結構何年かはあって、全焼になると 2 人世帯だと 10 万円、1 人世帯だと 5 万円というものは度々出している。ただ亡くなるというのではないので、町単独でこの弔慰金を出すというのは、この前出たのが久しぶりであった。その前に出たのかは調べていない。

休憩 10 時 17 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10 時 17 分

### < 討論 >

渡辺

私はこの条例案には反対の立場で討論する。先ほど、何例か支出の例が話されたが、本来このものは支出しない、これがやはり一番いい性質のものではないかと思っている。あと金額的に町の財政に大きく影響するかというものも感じるが、今回一律ということになっていて、遺族の生計を主として維持していた場合にあっては、100 万円というのはかなり生活を再建する部分に関しては重要な分ではなかったかと思う。あと他市町村に合わせる必要は本当にあるのかということがある。町独自として良いものは良いということで残してほしいなという気持ちである。ただ本当に生計を維持していた場合には、100 万円というのは非常に大きな、大切なものであったと思う。いずれにしても他市町村に合わせる必要はないのではないか。それから町の財政に大きく影響はしないが、実際に被災されたかたにとっては非常に不利なも

のではないかということで、反対をする。

根岸

私は賛成の立場で討論する。皆さん保険をかける背景があるなかで、町の財政の見直しをされたということであった。一律だったが、もっと本当に困った状況の時のお金としても使われることを望んでいる。生活の立て直しといった点では、まだ援護資金のほうでも残されているところもあるので、あと算出根拠も掲載されているところもあるので、賛成をする。

### <採決>

委員長

議案第 18 号を採決する。議案第 18 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5 対 1

賛成：野地・根岸・前田・二宮・露木 各委員

反対：渡辺委員

挙手多数である。よって議案 18 号は可決された。以上で議案第 18 号の審査を終了とする。

---

## ⑦二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 19 号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

野地

今回 4 万円から 5 万円に上げるということだが、昨年度まで一度この分を一般会計から出していたということも耳にしている。今回 5 万円になるにあたり、特別会計から、国民健康保険(以下、国保)の収入の中からすべてを出すとということで、国保以外の方々も一部負担をしていた町民もいると認識しているが、今回は自分たちで負担していた人が、自分たちに対するものとして 1 万円上がっていると。健康保険加入者以外から出すということはなくなるという理解でよいか。

保険年金班長

今まで 4 万円で支給していた部分は一般会計より繰り入れをしていたが、今回 5 万円にするということにあたっては、国保特別会計で執行する。

露木

4 万円から 5 万円になった根拠は。

保険年金班長

4 万円については、過去の条例を確認したが、昭和 62 年頃からのようである。今回 5 万円にするにあたり、神奈川県下の状況を確認した。県下市町村は 5 万円であった。また、平成 20 年度から開始している後期高齢者医療保険の葬祭費も 5 万円であったので、今回の改正でも 5 万円とした。

渡辺

葬祭費については、かなりの部分が実際の火葬料などに充当することが多いと思う。二宮町には火葬場はないが、小田原、平塚で火葬した時の費用について確認はできるか。

副町長                    はっきりした額はわからないが、平塚が 10 万円程度、小田原が 3 万 8 千円程度であったと思う。

渡辺                        5 万円にしてほしいなどという町民からの声はあったか。

保険年金班長            最近ではあまり聞かないが、過去においては、4 万円は低くないかという声もあった。

根岸                        一般会計の葬祭費をなくし、国保加入者を対象として出すということか。また、後期高齢者医療保険での 5 万円はいったい何か。

保険年金班長            後期高齢者医療保険について、後期高齢者医療保険制度は 75 歳以上を対象にした医療保険であるが、同じ葬祭費として 5 万円の支給がされているものである。

国保については、75 歳以上の方、社会保険等で会社の保険に入っていない、どこの保険にも属さないような方、生活保護の方も除くが、いずれかの保険に入っていないといけないという法律の下、国保に加入する方に対し、支給する葬祭費 5 万円である。

休憩 10 時 32 分  
(傍聴議員の質疑：二見)

再開 10 時 34 分

#### < 討論 >

露木                        反対の立場で討論する。先ほど、以前町民の方からも話はあったが、最近はないとのことで、町の財政を理解していただいている部分もあるかと思う。弔慰金が下がり、これは上がるという違和感がある。町の財政が厳しいという一貫性に欠けるので反対。

野地                        賛成の立場で討論する。1 つ目であるが、今までのように一般会計より、他の社会保険に加入している方々も、国保加入者に対してのお金を出しているという所では、制度が良くなったと考える。

また 5 万円の妥当性であるが、近隣に合わせるというわけ。火葬関係の負担金もあったが、二宮町だけで火葬ができるわけではないので、近隣に合わせることは妥当であると思う。

#### < 採決 >

委員長                    議案第 19 号を採決する。議案第 19 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数) … 5 対 1

賛成：野地・根岸・前田・二宮・渡辺 各委員

反対：露木委員

挙手多数である。よって議案 19 号は可決された。以上で議案第 19 号の審査を終了とする。

休憩 10時36分

再開 10時50分

---

## ⑧二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例(町長提出議案第20号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

なし

休憩 11時20分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時20分

### <討論>

なし

### <採決>

委員長

議案第20号を採決する。議案20号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第20号は可決された。以上で議案第20号の審査を終了とする。

---

## ⑨二宮町介護保険条例の一部を改正する条例について(町長提出議案第21号)

### <補足説明>

なし

### <質疑>

渡辺

上位法の変更で、2年と定めるということで、これまでは定めていなかったのかということが1つ。また、現状の審査会の委員に任期、どの程度やられているかという状況。また、再任は妨げないということで、総入れ替えなどにはならないという理解で良いのか。

介護保険班長

現状は介護保険法施行令第6条の規定に基づき運用をしていた。しかし、平成27年1月30日に閣議決定をした「地方分権に関する平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、委員の任期を2年から3年の範囲で、条例で定めることができることになった。実際町でも介護保険法施行令の任期2年でやっていた関係で、今回2年とした。

委員の任期であるが、一昨年委員の更新を行い、委員の入れ替えを行った。現在2年目である。構成メンバーとしては、ドクター、歯科医師、理学療法士、作業療法士、保健師などで構成している。再任に関しても妨げない状況。現在の委員についても、前期から引き続きやっていた。作業療法士の方に関しては、昨年度末に引退されたということもあり、新しい方を後期からお願いしている。

休憩 11時25分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時25分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

議案第 21 号を採決する。議案 21 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 21 号は可決された。以上で議案第 21 号の審査を終了とする。

---

**⑩二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**  
**(町長提出議案第 22 号)**

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

渡辺

確認である。介護保険法の改正内容はどういったものか。第 8 条に加えられた変更が分からなかったもので、教えてほしい。

また、条例を見ると「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」について、あらためて設定する理由。

介護予防認知症対応型共同生活介護については追加の対象になっていないようだが、組み立てはどうか。

介護保険班長

1 点目、介護保険法の第 8 条に付け加えられた項目であるが、この改正で第 8 条第 17 項に地域密着型通所介護の事業に対する項目が加えられたことにより、各項番が繰り下がったということ。よって今回必要な改正を行ったということである。

2 点目、地域との連携等として、本条例の第 40 条に定めてあるが、ここでさらなる事業の透明性、公平性を明らかにするため、運営推進会議を設置することが法令で定められたので、条例化したもの。今回、介護予防について条例改正をしたが、来年度より地域密着型の通所介護などについても条例化する予定である。こちらについては、来年の 3 月 31 日までに条例化することとし、それまでは省令で動いても構わないこととなっている。今回の条例改正については、猶予期間がなく、本年の 3 月 31 日までに条例改正をしないといけない旨の指示があったため、上程をした。

健康長寿課長

共同生活介護、通称グループホームであるが、すでに運営協議会があるので、そちらで運営をしている。今回新たに、地域密着の認知症の通所介護に規定を設けるということである。

渡辺

通所介護事業者についても、協議会のようなものがカバーしていると思っていた。現状はどのような形で運用がされていたのか。現状はどのような形で運用されていたのか。今回の法律、条例に決められるよう、準じてやっていたのか。

介護保険班長 認知症対応型の通所介護については、推進会議等は開催されていない。なお、事業内容については町が実施する指導等に基づき、事業が適正に行われているか否かを判断している。

渡辺 通所介護についても、こういったメンバーが集まり経験なり、考え方を交換するということで、より運営に公平性が増すという理解で良いか。  
(「はい」との声あり)

野地 今まで、これに代わるような協議会はなかったということであったが、たとえば、地域密着型サービス運営委員会なるものが、26年度にも行われていた。それに代わるものとして、推進委員会と思っただが、違うものか。

介護保険班長 地域密着型運営協議会については、別母体とし、有識者のかたに集まっていたいただき、各事業の運営状況、意見等を述べていただく機会を設けている。今回条例化をお願いしているものは、事業に対するものであり、運営推進会議を新たに設けるということである。

野地 運営委員会なるものは別組織として、今後も存続するという理解で良いか、

健康長寿課長 介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会など、同じ母体で一緒にやるものになるが、これは町としてやっているものである。

根岸 当該記録を公表するというのは、どのようになるのか、運営協議会に町も入る形なのか。

介護保険班長 町も今後は参加をしていくことになると思う。また、公表方法については、各事業所よりホームページなどで公表している状況である。

休憩 11時34分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11時34分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長 議案第22号を採決する。議案第22号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第22号は可決された。以上で議案第22号の審査を終了とする。

---

## ⑪二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第23号)

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

渡辺 今回「、義務教育学校の後期課程」を加えるということであるが、これは

具体的に義務教育学校の後期課程がすでに予定されているものなのか、それとも法律が変わると、こういうものを規定として加えていくものなのか。

子育て支援班長 義務教育学校の制度については平成 28 年 4 月 1 日より施行ということになる。その前に学校教育法が改正になったので、条例もあわせて改正するものである。

渡辺 学校教育法が改正されても、町で計画がなければ急いで加えなくてもいいという論議もある。法律と条例の関係はそうしなければならないのか。

子育て担当部長 一般的には法改正があれば、それに基づき条例も改正することが通常である。

休憩 11 時 37 分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11 時 37 分

**< 討論 >**

なし

**< 採決 >**

委員長 議案第 23 号を採決する。議案第 23 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 23 号は可決された。以上で議案第 23 号の審査を終了とする。

---

## ⑫二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 24 号)

**< 補足説明 >**

なし

**< 質疑 >**

なし

休憩 11 時 39 分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 11 時 39 分

**< 討論 >**

なし

**< 採決 >**

委員長 議案第 24 号を採決する。議案第 24 号を原案の通り、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 24 号は可決された。以上で議案第 24 号の審査を終了とする。

暫時休憩 11 時 39 分～11 時 40 分

---

## ⑬閉会中の継続調査について

委員長

閉会中の継続調査についてを議題とする。閉会中の継続調査とすることについて、議会全員協議会にて説明したテーマについて確認をしたい。

1つ目「(仮称)心身きらり条例の制定について」、2つ目「地域と学校の在り方について」以上2つを継続調査とすることに異議はないか。

(なしとの声あり)

それではそのように決する。

休憩 11時41分～13時10分